

福山城築城400年記念協賛事業参加要領

1 趣旨

福山城築城400年記念事業（以下「記念事業」という。）の周知及び機運の醸成に資する事業（以下「協賛事業」という。）を募集します。

2 対象事業

協賛事業の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとします。

- (1) 団体自らが企画・実施するもの
- (2) 団体の構成員以外の者が広く参加できるもの
- (3) 2023年3月31日までの期間に実施されるもの
- (4) 特定の宗教又は政治団体の利害に関しないもの
- (5) 公序良俗に反しないもの
- (6) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益にならないと認められるもの

<対象事業例>

- (1) 「福山城築城400年記念協賛」の冠を付した行事・イベントの実施
- (2) 福山城築城400年を記念した商品の製造・販売
- (3) その他、福山城築城400年の周知及び機運の醸成に資するもの

3 対象団体

協賛事業の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとします。

- (1) 存在が明確で、かつ、運営が適切であるもの
- (2) 事務局の所在が明確であるもの
- (3) 役員、会員等団体等の構成員が明確で、責任の所在が明確であるもの
- (4) 規約や会則、定款等が定めているもの
- (5) 会計処理が適正に行われているもの
- (6) 特定の宗教団体又は政治団体に関係がないもの

4 協賛事業の申込み

協賛事業を実施しようとする者（以下「申込者」という。）は、冠名の使用を開始する30日前までに所定の様式により、福山城築城400年記念事業実行委員会（以下「委員会」という。）に申し込んでください。

5 協賛事業の承認

委員会は、前条に規定する申込みがあったときは、その可否を決定し、所定の様式により、申込者に通知します。

なお、委員会は、事業の承認に当たり、必要な条件を付することができるものとします。

6 冠名等の使用

協賛事業の承認を受けた者（以下「事業者」という。）は、当該事業について「福山城築城400年記念協賛」の冠名等を使用することができます。なお、ロゴマーク等を使用する際は福山城築城400年記念事業VIマニュアルを参照のうえ、使用してください。

7 事業中止等の承認

事業者は、その承認を受けた後に協賛事業を中止し、又は協賛事業の内容を変更しようとするときは、所定の様式により、速やかに委員会の承認を受けてください。

8 承認の取消し

委員会は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、協賛事業の承認を取り消すことができるものとします。

- (1) この要領に反し、又は反するおそれがあると認めたとき
- (2) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき
- (3) その他委員会が不相当と認めたとき

9 実施報告

事業者は、協賛事業の終了後30日以内に、所定の様式により、協賛事業の結果を委員会に報告してください。

10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定めます。

11 附則

この要領は、2019年（平成31年）3月22日から施行する。

この要領は、2022年（令和4年）1月18日から施行する。